

# 一般社団法人 日本臨床高気圧酸素・潜水医学会 定款施行細則

## 第1章 評議員の選出

### 第1条

定款第16条に定める評議員の選出は、この定款施行細則（以下「細則」とする）に従い、評議員選出委員会（以下「選出委員会」とする）の審査によって行う。

### 第2条

評議員になるための審査を受けようとする者は、当該審査の行われる前年の12月1日現在において、細則第14条の諸条件をすべて具備していなければならない。

### 第3条

代表理事は、評議員の選出が行われる前年10月末日までに、次の各号を含む公告を学会機関誌・学会ホームページなどに掲載するものとする。

- 一. 評議員候補者が提出する審査申請用紙の交付請求締切期日
- 二. 前号の申請書の受理締切期日

### 第4条

評議員になるため審査を受けようとする者は、審査の行われる年の1月31日までに別に定める様式の評議員候補者審査申請書を選出委員会に提出するものとする。

## 第2章 評議員選出委員会の構成

### 第5条

選出委員会は、次の各号によって選出された評議員選出委員（以下「選出委員」とする）をもって構成する。

- 一. 理事 3名
  - 二. 評議員たる委員 4名
- 2 選出委員は、審査前年中の理事会において選出し、代表理事がこれを委嘱する。

### 第6条

選出委員会の委員長は、理事の中から代表理事が指名する。

### 第7条

選出委員の任期は4年とする。

- 2 選出委員の再任は妨げないが、選出委員の半数は新任とすることを原則とする。
- 3 選出委員に欠員が生じたときには、理事会の議を経てこれを選出補充するものとする。

## 第3章 評議員選出の手順

### 第8条

選出委員会は、次の各号に従って開催する。

- 一. 代表理事は、選出委員会を招集する。
- 二. 選出委員会の議長は、委員長とする。
- 三. 選出委員会は、選出委員現在数の3分の2以上が出席（書面表決者及び表決委任者

- によるみなし出席含む。) しなければ、議事を行い議決することができない。
- 四. 選出委員会における議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決するところによる。
  - 五. 選出委員会の議事録は、議長が作成し、議長および出席者代表 2 名が署名して事務局に保管する。
  - 六. 選出委員会の議事は、公開しない。

#### 第 9 条

理事会は、選出委員会の審査結果の報告を受け、評議員を選出する。

- 2 代表理事は、理事会の決議後速やかに審査申請者に対して審査の結果を通知する。

#### 第 10 条

評議員の選出は、4 年毎にこれを行う。

#### 第 11 条

評議員再任候補者も、細則第 8 条乃至第 9 条の審査手続に従うものとする。

#### 第 12 条

評議員の任期は、審査の行われた年の 4 月 1 日から、次の審査が行われる年の 3 月 31 日までとする。

#### 第 13 条

評議員の選出に関して疑義が生じたときは、理事会の審議・決定に従うものとする。

#### 第 14 条

評議員候補者が具備すべき資格条件は、次のとおりである。

- 一. 原則として満 3 年以上本学会会員として在籍し、かつ会費を完納していること。
- 二. 満 5 年以上の研究歴を有する者で、その間で救急医学、高気圧酸素治療および潜水医学に関する十分な業績のあること。なお、業績の中に当会機関誌を含むことが望ましい。
- 三. 評議員 1 名の推薦があること。ただし評議員再任候補者については推薦を必要としない。
- 四. 評議員候補者の年齢は、評議員任期開始年の 4 月 1 日現在、満 65 歳未満とする。ただし、当分の間はこの項目を除外する。
- 五. 正当な理由なくして 2 年間にわたり定時社員総会を欠席した者は、次期の審査を受ける資格を喪失する。
- 六. 評議員は会員であることを前提として、理事会が必要と認めた場合には、定款施行細則第 3 章第 14 条第 1 号に定める資格を具備していなくても、評議員に理事会が推薦することができる。

### 第 4 章 理事および監事の選出

#### 第 15 条

定款第 19 条に定める理事および監事の選出は、当会定款によるほかは、この細則に従う。

#### 第 16 条

理事および監事の選出管理はその時点における理事会がこれに当たる。

- 2 監事は、理事の選出管理に参加し、意見を述べることができる。

#### 第 17 条

理事および監事の候補者（以下「候補者」という）は、評議員でなければならない。

#### 第 18 条

理事および監事の選出は、社員総会に出席した評議員の投票による。

#### 第 19 条

代表理事は、選挙の行われる月の 4 カ月前までに評議員に対して以下の各号を含む公告を行う。

- 一. 立候補に必要な書類の種類
- 二. 立候補書類の受理締切日
- 三. 立候補書類の送付方法
- 四. その他、その都度必要とされる手続の方法

#### 第 20 条

候補者になろうとする者は、前条に示された方法をもって届出をしなければならない。

#### 第 21 条

理事および監事選挙は、候補者が定数を超えた場合は、社員総会において出席した評議員の投票により行う。候補者が定数を超えない場合は、候補者をもって当選人とし、投票は行わない。

#### 第 22 条

投票は、理事は 8 名を、監事は 2 名を連記し、無記名で行う。

#### 第 23 条

選挙にあたっては、代表理事が評議員の中から 2 名の選挙管理委員を委嘱する。

#### 第 24 条

以下に該当する投票は、その投票に関するすべてを無効とする。

- 一. 正規の用紙を用いないもの
- 二. 候補者以外の氏名を記載したもの
- 三. 細則 22 条で規定した数以外の人数の氏名を記載したもの

#### 第 25 条

選挙は、有効得票数が最も多い者から順次定数までの候補者をもって当選とする。

#### 第 26 条

有効得票数の等しい候補者がある時は、選挙管理委員が立ち会う抽選により決定する。

#### 第 26 条の 2

理事又は監事につき、辞任、死亡等により、定款第 18 条に定める所定の員数を欠いた場合あるいは臨時で追加選任する必要があると理事会が判断した場合は、第 18 条乃至第 26 条の規定にかかわらず、理事又は監事選挙を実施せず、理事会の推薦により理事又は監事の候補者を選出し、社員総会に諮ることができる。

#### 第 27 条

理事・監事の選出に関して疑義が生じたときは、理事会の審議・決定に従うものとする。

### 第 5 章 名誉会員・功労会員の推薦

## 第28条

名誉会員・功労会員を推薦するときは、代表理事が指定した期日までに推薦者による推薦書および被推薦者の履歴書（被推薦者本人の署名による）を学会事務局に提出するものとする。

## 第29条

名誉会員・功労会員として推薦する基準は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一. 当会の理事、監事、各種委員会委員長などを務め、当会の進歩発展に寄与した者
- 二. 日本臨床高気圧酸素・潜水医学会の学術集会会長経験者
- 三. その他、当会の進歩発展に著しく貢献した者

## 第6章 会 費

### 第30条

定款第12条に定める本会の会費および賛助会費の年額は次の通りとする。

通常会員（役員）	20,000 円
通常会員（評議員）	15,000 円
通常会員	12,000 円
通常会員（医師以外）	6,000 円
賛助会員	一口 50,000 円（口数自由）
会誌購読会員	12,000 円

- 2 名誉会員・功労会員は、会費の納入を要しない。
- 3 理事会で休会を承認された者は、会費の納入を要しない。

## 第7章 細則の変更

### 第31条

この細則の改正は、理事会の議決を経て社員総会および会員総会に報告しなければならない。

## 第8章 付 則

- 第32条 この細則は平成16年5月8日から施行する。  
この細則は平成20年6月14日から施行する。  
この細則は平成22年6月25日から施行する。  
この細則は平成23年8月5日から施行する。  
この細則は平成25年8月27日から施行する。  
この細則は平成28年6月24日から施行する。  
この細則は平成29年5月19日から施行する。  
この細則は令和2年4月1日から施行する。  
この細則は令和4年1月6日から施行する。